

# 公益社団法人鹿児島県歯科衛生士会 会員規程

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人鹿児島県歯科衛生士会（以下「本会」という）定款第3章の規定に基づく会員の構成及び入退会等に関し、必要な事項を定める。

(会員の構成)

第2条 本会の会員は、定款第5条の規定に基づく正会員、名誉会員及び学生部会員とする。

## 第2章 正会員

(入会手続き等)

第3条 正会員として本会に入会しようとする者は、日本において歯科衛生士の免許を受けたもので、理事会の定めるところにより入会申込書を提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 理事会の承認をもって、本会の正会員とする。年度途中に入会した場合、正会員としての権能は入会日以降に有するものとし、さかのぼって行使することはできない。
- 3 第1項の入会申込書には、住所、氏名等必要事項を記載し、記載事項に変更が生じたときは、すみやかに本会に届け出なければならない。
- 4 入会申込書に記載された事項は、正会員名簿に登録し、厳重に管理するものとする。

(正会員名簿及び情報の取り扱い)

第4条 正会員名簿に登録された情報は、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を尊重し厳重に取り扱わなければならない。

(任意退会の届出)

第5条 正会員が本会を退会しようとするときは、定款第8条に基づき、退会届を本会に提出するものとする。

- 2 退会届の受理に伴い、正会員名簿の登録を抹消する。

(会員資格の喪失)

第6条 正会員が定款第9条及び第10条に基づき、正会員の資格を失ったときは、正会員名簿の登録を抹消する。

(再入会)

第7条 第5条により任意退会した者が再入会を希望する場合は、第3条に定める入会の手続きを経るものとする。

- 2 定款第9条により正会員の資格を失った者が再入会を希望した場合は、理事会において再入会の可否を決定する。

### 第3章 名誉会員

(名誉会員)

第8条 名誉会員は、定款第5条第2号に基づき、正会員のうち、本会の発展に貢献し、会員の信頼を受ける者に贈る称号である。

(推薦基準)

第9条 名誉会員の推薦基準は、原則として70歳以上で正会員歴40年以上の者とする。  
2 前項の推薦基準を満たした者について、理事会の議を経て、会長が総会に推挙する。

(処遇)

第10条 名誉会員の称号を受けた者は、名誉会員簿に登録し、会費を免除する。ただし、正会員としての一切の権利を失わない。

### 第4章 学生部会員

(学生部会員)

第11条 学生部会員は、所属する歯科衛生士養成機関等毎に、所定の入会申込書及び学生部会会員名簿に記入のうえ、年度の会費を添えて本会に提出する。会費は「会費規程」に定める。

2 学生部会員は、次の事業を受けることができる。

- (1) 情報紙「も～ぶ」の配布
- (2) 研修会の受講
- (3) 公衆衛生活動への参加
- (4) その他学生部会員に必要なこと

3 前項の事業は、年度途中の入会にあっては、入会日以降に受けるものとする。

### 第5章 雑則

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の議を経て、総会の決議により行う。

附則

1. この規程は、平成25年4月21日から施行する。